

2019 年度事業計画書

公益財団法人 笹川保健財団

【公益目的事業】

ハンセン病対策、地域保健の推進、公衆衛生の向上を活動テーマにハンセン病の患者をはじめとして、すべての人々の保健の向上に貢献する事業を行う。

〔事業の概要について〕

ハンセン病対策は、早期発見・治療と後遺障がい予防に加え、社会の中に深く根付いた偏見と差別の払しょく、患者・回復者・家族の人権回復、包括的エンパワメントのすべてが実施され、ハンセン病が一疾病として、何の問題もなく診断・治療を受け、彼らがこれまで通りの生活を営める社会の仕組みが構築されることにより、初めて完結したといえる。また、患者数の減少により、病気についての知識や情報、問題の背景・所在を伝える歴史は、近年散逸あるいは消失が加速している。その結果、病を生き抜いた人々の歴史の調査・保存、それを通じた医学面および社会面双方からの広報啓発、情報発信は喫緊の課題でもあることから、政策レベルでハンセン病の保健・人権問題への対策推進を図るとともに、現場レベルからもハンセン病対策活動の着実な実施を目指し、特に当事者を中核に位置づけたうえで、社会の様々なアクターと連携して活動を行う。

また、急速な超高齢化社会の広がりにより、喫緊の問題となっている終末期医療、在宅医療の推進では、1998 年より実施しているホスピス緩和ケア人材育成、研究助成に加え、2014 年度より、実施している在宅/訪問看護を、24 時間 365 日、継続的に実践できる看護師の養成を支援し、これらの機能強化につとめる。

さらに長年にわたり培ってきた放射線災害、疾病対策、公衆衛生分野における内外の専門機関や専門家等とのネットワークを活用し、グローバルな人材育成やプロジェクトへの支援を行う。

【1】ハンセン病制圧活動

(1) ハンセン病制圧活動

ハンセン病制圧活動を持続させるためには、ハンセン病の早期診断・治療を含む、質の高い適正なハンセン病サービスが末端の保健所レベルで維持されることが重要な鍵となる。統計上は新規患者数が減少し、患者の局地的発生に対する対策が必要になる等、現状が変化する中で、関係国政府は必ずしもハンセン病対策に積極的であるとはいえない。こうした状況を改善するために、当財団は、当事者団体、国際機関、関係国政府、国際 NGO、研究者ら様々なアクターと積極的に協力し、特にハンセン病患者の早期発見・早期治療に焦点をあて、先駆的な取り組みに支援を行う。

(2) 関係諸機関との企画調整

世界各国でのハンセン病対策を効果的に推進するために、WHO ハンセン病制圧大使の活動の充実化を図り、政策レベルで対策活動の促進を図る。また、活動の重複を防ぎ適切な支援を担保するため、諸会議への参加、支援プロジェクトの調査・評価、技術協力、WHO や関係国政府のハンセン病対策プログラム関係者との協議・企画調整等を目的に、専門家や財団役職員を派遣する。

【2】ハンセン病広報啓発活動

(1) ハンセン病広報啓発活動

根強く残るハンセン病に対する偏見や差別は、患者が早期に診断を受け、適切な治療を受けることや、回復者やその家族が社会の一員として暮らしていくうえで、大きな障がいとなっている。当財団は、これらの障がいを取り除き、より良い現在と未来をつくることに資する活動を支援する。また、ハンセン病問題を通じて、現在そして未来の社会が偏見や差別と向き合うため、「もの」と「語り」を中心にハンセン病にかかわる歴史の保存や活用の支援にも取り組む。

(2) ニュースレター制作・発行、その他啓発関係資材等の制作

WHO ハンセン病制圧大使のメッセージ、フィールド活動の様子等、世界で起きているハンセン病問題解決に向けた最新情報を掲載した「WHO Goodwill Ambassador's Newsletter for the Elimination of Leprosy (WHO ハンセン病制圧大使ニュースレター)」を年5回程度発行し、約3,200の省庁・機関・個人に配布する。また、本ニュースレターをインターネット上に公開するほか、SNS やEメールでも配信する。

(3) ハンセン病とそれに伴う問題から人権・尊厳について学ぶ活動

ハンセン病制圧という大きな目標を達成した大多数の国や地域では、過去のハンセン病の記録や記憶は、不要のものとして破棄されつつある。医学面と社会面の双方を併せもつ病であるハンセン病の歴史は、現在・未来の社会が学ぶことが数多くある。それを実現するために、ハンセン病の情報や知識が忘れられつつある国を対象に、ハンセン病の歴史にかかわる情報発信を行う。また、世界の指導者等と協働したハンセン病への差別撤廃にむけたグローバル・アピール、ハンセン病回復者世界大会などの各種国際会議を開催し、世界レベルでの啓発を行う。国内においては、展示、講演会・シンポジウムを開催し、ハンセン病問題への理解者と協力者を増やすとともに、ホームページ、ブログ、Facebook等のソーシャルメディアを活用し、活動の広報に努める。

【3】ハンセン病患者・回復者・家族の自立支援活動

(1) 関係諸機関との企画調整及び技術協力

本活動は多面的なアプローチが必要であり、関係者間での連携が重要となる。このため、国連ハンセン病問題特別報告者との連携会議や関係国での調査や会議出席のため、財団役職員や専門家を派遣し、関係諸機関との協議、活動の企画調整等を行う。

(2) 回復者ネットワーク強化

ハンセン病対策において、当事者を代表する回復者団体が担う役割が増大している現在、彼ら/彼女らが自らの問題について積極的に意見を表明する基盤を作るために、回復者団体のさらなるエンパワメントが不可欠である。よって当財団は、回復者団体

がそれぞれの社会の中で確固たる基盤を築き、持続的に発展していくために、インド、ブラジル、インドネシア、エチオピア等で回復者団体の基盤強化を行う。

(3) 自立活動支援

当財団は 2010 年頃から、障がい者グループ等と連携した包括的自立支援を開始している。本年度も引き続き回復者やその家族、そしてその他の障がい者が、社会で安定した医療・社会サービスを受けながら暮らしていくため、行政による支援体制構築ならびに当事者自身のエンパワメントを行う。また、適切なサービスを担保するために、病気の体験者である当事者が積極的に諸対策の計画から実施段階に参加する新たなアプローチを支援する。

(4) 障がいの予防及び治療

ハンセン病の偏見や差別につながる後遺障がいは、適切なセルフケアによって予防することができる。2019 年度も、セルフケアトレーニング等の障がいの予防及び治療活動を支援する。

【4】 研究助成活動

ホスピス緩和ケアに関する研究助成

超高齢化社会の進行により、医療・介護のニーズは変化し、これまでの病院での治療を主体とする医療体制から、在宅・地域における生活の中での療養・養護（ケア）を中心とする保健医療体制への転換が進んでいる。本研究助成では、医療施設の内外を問わず、在宅/訪問看護、在宅ホスピス緩和ケア等の共有体制の充実・向上を目的とした先駆的・独創的研究とともに、卑近な実践の中での小規模な調査やエビデンス化されていない実践をまとめる調査・研究も助成する。

【5】 ネットワーク支援活動

2014 年開始の在宅看護センターを起業する看護師育成研修の修了者を中心に、従来から、財団が支援してきた看護師や医師を包含するネットワークを改編統合し、地域包括医療に有用な機能的、効果的、効率的な研修会を年に数回程度開催し、情報交換や自己啓発・研鑽の機会を提供する。

- ・テーマ 「在宅看護・地域保健、多職種連携等」
- ・研修会 年数回、開催予定（東京及び地方）

【6】 啓発支援活動

超高齢社会の出現により、保健医療の在り方は急激に変化せざるを得ない。しかし、従来の制度に慣れた住民は、新たな制度の必要性や有効性が正しく認識されていないきらいがある。本活動では、地域包括制度の必要性と共に、在宅/訪問看護、ホスピス緩和ケアの機能や効果、また、その利用の在り方を住民が、適正に理解できるような住民密着型の地域活動、セミナー開催などを支援する。

- (1) ホスピス緩和ケア、終末期ケア、及び在宅医療の周知啓発
- (2) ホスピス緩和ケア啓発教材の一般向け貸出
- (3) ホスピス緩和ケア、在宅医療等の周知啓発活動助成

【7】在宅看護・地域医療活動

今後 20～30 年間は続くと言われる超高齢社会において、どこでも、誰でも、いつでも、必要な在宅ケアを保証できる、地域包括医療の中核となる在宅/訪問看護センターを継続して運営できる自立した在宅看護センター管理運営者の養成を支援する。本活動では、地域に根差した在宅・訪問看護センターを企画し、継続的に経営でき、さらに地域内の多様な保健専門家をコーディネートできる人材を養成する。講義・実習・起業計画立案・発表から成る 8 ヶ月間の研修では、わが国の管理運営、行政、医療・保健・看護および教育研究の第一線実践家、研究者の講義、必要な関係施設の見学、研修、さらに本研修修了者が各地で運営する「日本財団在宅看護センター」での実習を行う。受講者の 90%以上は、研修終了後 1 年以内に開業しているが、それらに対するフォローアップ支援も行っている。

今年度は受講者 20 名を確保し、全国規模のネットワークを強化したい。さらに、海外の在宅/訪問看護に関する調査を行い、将来の支援の在り方を充実させるとともに、国内にあっては、近年の災害の頻発を鑑みて、「在宅/訪問看護と災害」に関するセミナーの全国展開を推進する。

【8】人材育成活動

医療の現場、教育、研究及び行政の場で、ホスピス緩和ケアを含む看護の質向上と、将来の指導者となりうる人材育成を行う。

(1) 看護師奨学金支援

看護師の長期海外留学（大学院生）の奨学金支援

(2) ホスピス緩和ケアドクター研修助成

ホスピス緩和ケア施設等における専門医師の育成のための研修費を助成する。

(3) ホスピス緩和ケア医療従事者海外研修助成

将来リーダーになりうるホスピス緩和ケア医療従事者に対して、海外における短期間の研修費等を助成する。

【9】公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰活動

(1) 公衆衛生向上のための支援

WHO 等の国際機関や、国内機関との協力の下、公衆衛生向上のための保健医療協力を目的とする専門家派遣や活動支援を行う。

(2) グローバル人材の育成・推進

世界の公衆衛生向上に向けた対策の重点項目の一つに、グローバルに活躍できる保健医療人材育成があげられており、保健・医療の現場、緊急時に的確な判断や対応が可能な人材の育成・強化を目的とした国内外における研修、セミナー等のプログラムを実施する。

(3) チェルノブイリ関連共同研究

1990 年から 2001 年まで実施したチェルノブイリ医療協力の成果を基盤として、国際機関や諸外国との共同研究を行う。現在、米国の National Cancer Institute と連携し進めている「チェルノブイリ甲状腺組織バンク (Chernobyl Tissue Bank: CTB)」は、研究者が自由にアクセスすることが出来る世界で唯一のデータベースで、特に福島原発事故以降は、我が国にとってもその存在意義が再認識されており、CTB 運営へ

の支援を行う。

(4) WHO 笹川健康賞

WHO 笹川健康賞は、1984年に当財団が、世界各国の保健衛生分野、特にプライマリヘルスケアに著しい功績をあげた個人、または団体を顕彰するため WHO 総会で創設した賞である。毎年1月に WHO 執行理事会時に開催される選考委員会において受賞者が選出され、5月に行われる WHO 世界保健総会の席上で、記念のトロフィーと共に賞金が授与される。2019年度の受賞者は、1月、ジュネーブで開催の選考委員会で決定予定。

(5) FAPA (アジア薬剤師会連合) 石館賞

「FAPA 石館賞」は、アジアの国々の公衆衛生向上のために、石館守三当財団初代理事長から当財団に対し寄附された寄附金から、アジア薬剤師連合会において薬剤業務、研究、教育を通じて人類の保健・医療に顕著な貢献をしたアジアの薬剤師等を顕彰するために創設された賞である。受賞者には、メダルと副賞が贈られる。表彰式は2年毎に開催され、今回は2020年度実施予定。

以上